

特定非営利活動法人日本・パプアニューギニア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本・パプアニューギニア協会
(Japan - Papua New Guinea Association)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済技術協力、人物交流、学術文化・スポーツ交流、慰霊事業等を通じて、日本とパプアニューギニアとの相互理解を深め、両国民の友好協力の促進を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (3) 学術文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本、パプアニューギニア両国民相互理解に向けての啓蒙事業
 1. 機関紙、研究報告書など、啓蒙印刷物の発行
 2. ホームページの開設・運営
 3. シンポジウム、研究会などの開催事業

- (2) 両国民の相互招聘事業
 - 1. 講演会、イベントなどへの人材派遣事業
 - 2. 両国民の相互研修を行う事業
- (3) 両国自然環境保護に関する情報収集及び情報提供事業
 - 1. 森林保護、海洋保護、珊瑚礁保護などへの調査、報告事業
 - 2. 動植物の調査、保護に関する事業
 - 3. 動植物の紹介、事業
- (4) 両国に関する美術、芸術、文化財の保護、再生の為の事業
 - 1. 原始美術、文化財の現状調査、報告事業
 - 2. 原始美術、文化財の紹介事業
- (5) パプアニューギニアへの慰霊企画立案事業
 - 1. 現地での歴史的記録の保全事業
 - 2. 慰霊の企画立案
- (6) 災害救助のための、援助品、募金収集、送付等の援助事業
- (7) 日本、パプアニューギニアにある関連機関、関係者との情報交換活動業務

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人の活動に参加して功績のあった個人又は団体、また両国関係に多大な功績があった個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3. 会長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4. 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけたり、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 法令、又は本会定款に違反したとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
2. 理事のうち1人を会長とし、1人以上3人以内を副会長とする。
3. この法人に顧問を置くことができる。
4. この法人に名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2. 会長、副会長は理事のうちから互選する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超え含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、会長又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(顧問及び名誉会長)

第15条 顧問について次の通り定義する。

2. 顧問は理事会において選出する。
3. 顧問は会長の諮問に応じ、この会に必要な助言をすることができる。
4. 名誉会長はこの法人の名誉職として、賓客の接遇、重要行事への出席等、主に儀礼的業務に当たる。
5. 名誉会長は理事会の推薦に基づき、総会において選出する。
6. 名誉会長の任期は2年間とする。ただし再選を妨げない。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。
3. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により理事を解任しようとする場合は、議決の前に該当理事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行する為に要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (3) 正会員総数5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（議決）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合になっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に次に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の開催)

第33条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2. 会長は前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議決は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会における議決事項は、第34条3項によってあらかじめ通知した事項とする。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びそれに伴う収支予算は、毎年事業年度ごとに会長が作成、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借り入れ金の借り入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及びその他の職員をもって構成する。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	谷口 誠
副会長	高松 裕満
副会長	中野 利弘
理事	田野岡 章
理事	野村 徹
理事	島田 謙三
理事	畑中 幸子
監事	土屋 耕太郎
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費（年間）は掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	5,000 円
	団体	50,000 円
(2) 名誉会員	個人	無料
	団体	無料

内規

1. 平成 31 年度からの会費（年間）は掲げる額とする。（平成 30 年 6 月 26 日付）
 - (1) 正会員 個人 6,000 円
 団体 60,000 円
 - (2) 家族会員 3,000 円
 - (3) 名誉会員 個人 無料
 団体 無料